○財務省令第十八号

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は捜索をする」を「、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をし、又は法第百四十六条の二（事業者等への協力要請）の職務を執行する」に、「呈示等」を「提示等」に改め、同条第四項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第三条第一項の表中「の告知」を削り、「（債権の差押えの手続」を「（差押えの手続及び効力発生時期」に改め、「電子記録債権の差押えの手続」の下に「及び効力発生時期」を加え、「の手続についての準用規定」を削り、「特許権等の差押えの手続」、「電話加入権等の差押えの手続」及び「振替社債等の差押えの手続」の下に「及び効力発生時期」を加え、「（参加差押」を「（参加差押え」に、「呈示」を「提示等」に改め、「（身分証明書の交付等）」を削り、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「納付受託証書の交付」を「納付委託」に改める。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第一項中「第五条の三第六項第二号」を「第五条の三第十一項第二号」に改め、同条第三項中「第五条の三第十一項第二号」を「第五条の三第十項第二号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　施行令第五条の三第十項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二条第三号に掲げるものをいう。）であること（当該新事業開拓事業者（同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。）と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額が生じた年分の確定申告書に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）第四条第四項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。）とする。

第五条の六第五項中「第五条の三第十一項第三号に規定する財務省令」を「第五条の三第十項第三号」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同条第六項中「第五条の三第十一項第四号」を「第五条の三第十項第四号」に改め、同項第一号中「から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」を「（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）別表第三に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）から同法」に改め、「役員」の下に「（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同条第七項及び第八項中「第五条の三第十一項第四号」を「第五条の三第十項第四号」に改め、同条第九項中「第五条の三第十一項第五号」を「第五条の三第十項第五号」に改め、同条第十項中「第五条の三第十一項第六号」を「第五条の三第十項第六号」に改め、同条第十一項中「第五条の三第十一項第八号」を「第五条の三第十項第八号」に改め、同条第十二項から第十五項までの規定中「第五条の三第十一項第九号」を「第五条の三第十項第九号」に改め、同条第十六項中「第五条の三第十一項第十号イ」を「第五条の三第十項第十号イ」に改め、同条第十七項中「第五条の三第十一項第十号ロ」を「第五条の三第十項第十号ロ」に改め、同条第十八項中「第五条の三第十一項第十号」を「第五条の三第十項第十号」に改め、同項第三号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同条第十九項中「第五条の三第十一項第十一号」を「第五条の三第十項第十一号」に改め、同条第二十項中「第五条の三第十一項第十二号」を「第五条の三第十項第十二号」に改め、同条第二十一項中「第五条の三第十一項第十三号」を「第五条の三第十項第十三号」に改め、同項第二号中「第五条の三第十一項第九号」を「第五条の三第十項第九号」に改め、同項第一号中「第五条の三第十一項第一号」を「第五条の三第十項第一号に」に、「第五条の三第十一項第一号イ」を「第五条の三第十項第一号イ」に、「又は同項第一号ロ」を「、同項第一号ロ」に、「）が」を「）又は福島国際研究教育機構理事長が」に改め、同項第二号中「第五条の三第十一項第七号」を「第五条の三第十項第七号」に、「又は国立研究開発法人の長」を「、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長」に改め、同項第三号中「第五条の三第十一項第十四号」を「第五条の三第十項第十四号」に改め、同条第二十三項中「第五条の三第十二項第二号」を「第五条の三第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第五条の三第十一項第二号」を「第五条の三第十項第二号」に改め、同項第二号中「第五条の三第十一項第三号」を「第五条の三第十項第三号」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第三号中「第五条の三第十一項第四号」を「第五条の三第十項第四号」に改め、同項第四号中「第五条の三第十一項第五号」を「第五条の三第十項第五号」に改め、同項第五号中「第五条の三第十一項第八号」を「第五条の三第十項第八号」に改め、同項第六号中「第五条の三第十一項第九号」を「第五条の三第十項第九号」に改め、同項第七号中「第五条の三第十一項第十号」を「第五条の三第十項第十号」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第九号中「第五条の三第十一項第十一号」を「第五条の三第十項第十一号」に改め、同項第八号中「第五条の三第十一項第九号」を「第五条の三第十項第九号」に改め、同項第十号中「第五条の三第十一項第十二項第四号」を「第五条の三第十項第十二項第四号」に、「第五条の三第十一項第十三号」を「第五条の三第十項第十三号」に改め、同条に次の一項を加える。